

政令第十八号

社会保険労務士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保険労務士法施行令（昭和四十三年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「九千円」を「一万五千円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。